平成２１年（フ）第８４４号
千葉県松戸市日暮３丁目19番地の９　ファミーユダイ107号
債務者　島影　　明
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８４５号
千葉県我孫子市根戸984番地の１　205号
債務者　岡田栄里子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３３号
石川県加賀市湖城町１丁目36番地
債務者　円居　秀治
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３８１号
山梨県甲斐市西八幡1318番地14
債務者　野口　成美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
山梨県南アルプス市小笠原2452番地
債務者　海瀬みゆき
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
山梨県南アルプス市下宮地510番地　ハイムグレースＤ号
債務者　飯島　キヨ
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
山梨県甲府市山宮町3359番地26
債務者　井原　健次
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
山梨県甲府市湯田２丁目６番２号　南
債務者　申　　恩淑
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
山梨県中央市西花輪2671番地４　イルサロット401
債務者　濱　　賢城
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
山梨県笛吹市御坂町井之上1582番地５
債務者　内藤　榮造
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８３号
岐阜市清住町２丁目４番地１　ライオンズ岐阜セントマークス弐番館1102号室
債務者　川添　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１１号
岐阜県各務原市緑苑東１丁目５番地　緑苑東23棟206
債務者　髙木　精二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７５０号
岐阜市川部２丁目144番地１　ビレッジＫＫ306号室
債務者　金子　清隆
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１８４号
山口県宇部市草江３丁目１番18号
債務者　廣田　　明
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９号
徳島県美馬市脇町大字脇町1067－１、住民票上の住所徳島県美馬市脇町大字脇町1298番地
債務者　出口　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第４０号
徳島県三好市三野町芝生732番地
債務者　北川　初代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第４４号
徳島県三好市池田町トウゲ80番地１
債務者　石川　好三
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
徳島地方裁判所美馬支部